



ひめネット

ひめネット通信

発行者：NPO 法人えひめ消費者ネット（ひめネット）

2019年3月発行（vol.24）

NPO法人えひめ消費者ネット

理事長：野垣 康之

〒790-0952

松山市朝生田町 7-2-22-305

TEL:089-987-3101 FAX:089-987-3130

E-mail:ehime-shouhinet@bh.wakwak.com

URL:http://ehime-syouhisya-net.org

平成30年度 えひめ消費者ネット 申し入れ活動 報告

| 業種 | 概要 |
|-------------|--|
| 愛媛建物 | 賃料等の支払いが1ヶ月以上滞った場合には、無催告解除できるという規約部分の改正を申し入れ、指摘のあった部分・時代に合わない部分を改正する旨の回答があり、終了通知を発送した。 |
| 積和不動産中国 | 修理・転貸等の規約について改正を申し入れた。回答期限の延期願いの後、担当者と顧問弁護士が来訪し、改正について協議をおこなった。その後回答書が届きおおむね申し入れ内容に沿った改正を行う予定との回答を得たので、申し入れ終了通知を送付した。 |
| 賃貸物件・仲介管理業者 | 賃料等が2ヶ月以上滞納、又は賃料等の支払いが過去6ヶ月間に3回以上遅延した場合。強制執行、破産などの申立て、公租公課の滞納処分、成年被後見人等の審判の確定等があった場合や入居申込書について虚偽記載であることが発覚した場合等の時は、通知予告を要せず即時契約を解除することができるとする規約の改正を申し入れたが、回答期限内に回答がなく、その後も再三の督促を行うも一切回答がないため、提訴を行う予定である。 |
| 通信講座業者 | ホームページ上の販売価格表示(二重価格表示)について、不当景品類及び不当表示防止法第5条2号に該当すると思料されることから、是正の申し入れをした。 |

(検討委員会委員長 理事 池田誠治 司法書士)

平成30年度 活動報告

検討委社員会 6月～3月 8回開催(メールでの委員会を含む)

事業者への申し入れ活動 4社

災害110番 8月25日 消費生活なんでも110番 12月1日

講演会 適格消費者団体認定記念シンポジウム『適格消費者団体に求められるもの』 8月25日

啓発講座 9月26日 2月7日

経済産業省 電力自由化ヒヤリング調査 12月7日

消費者審議委員会 6月6日

大学生向け消費者教育教材の作成(愛媛県受託事業) 6月～3月

消費者団体連絡協議会参加 9月11～12日 3月2～3日

平成30年度にご寄付を頂きました。(敬称略)

- ・野垣康之・池田誠治・泉日出男・河内理・古澤康治・田中健己・吉村達也・狭間雄樹・渡部高広
- ・前田和子・城戸真由美・遠山理恵子・沖昌司

適格消費者団体認定記念シンポジウム



記念講演 「地域に根差した適格消費者団体の活動を」

講師 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司弁護士

(要旨)適格消費者団体が持続可能であるためには、差止請求活動だけでなく、地域のために役立つ活動をしなければならない。その具体例として、

➤ **消費生活センターが自らの被害防止機能を高めるために適格消費者団体を活用する**

消費生活センターに適切な事案を情報提供してもらうためには、相談員や行政職員に適格消費者団体について正確に理解してもらうことが必要です。窓口での相談処理は、その相談者一人を救うだけではありません。センターの相談員は、同種被害を再発防止するために、適格消費者団体による申入れや行政処分を念頭においた情報提供をしてほしいものです。申入れが改善に繋がれば、他の相談員にも関連情報をフィードバックでき、同種被害への対応に役立てることができます。「なくす会」では、大切なパイプ役となる相談員対象に、消費生活相談員研修を行っています。

➤ **地域の消費者(団体)が活力の底上げを図るために適格消費者団体を利用する。**

適格消費者団体が、活動を循環させていくためには、地域の消費者(団体)の活力を引き出す必要があります。「なくす会」は県から高齢者見守り推進事業等を受託することにより、地域の消費者市民の養成や、個々の消費者(団体)を活性化させる活動をしています。こうして力をつけた消費者(団体)が地方行政に働きかけ、地元消費者行政の体制強化に向けた声を上げてくれるようになります。

➤ **事業者団体にも適格消費者団体を利用してもらう。**

適格消費者団体が悪質業者、違法行為を繰り返す業者を排除することは、健全な事業者にとってプラス。「むしろ、自分たちがやっていることに問題がないか、専門家集団にチェックしてもらえるからありがたい存在だ」という意識を事業者に持ってもらうように、事業者向けの出前講座や、事業者団体とコラボした会員研修等を行っている団体もあります。

(感想)

池本講師の講演をお聞きし、消費生活センター、行政、地域の消費者団体や事業者団体が適格消費者団体を通して、win-win の関係で繋がってうまく循環していくようなイメージが持てました。国や事業者に対し、時には厳しい態度で臨まれる池本先生ですが、今回、人間味溢れるお人柄に触れることができました。皆様のご意見を糧にして、えひめ消費者ネットではこれからも持続可能な適格消費者団体を目指して活動していきます。



講演会



パネルディスカッション

総会のお知らせ

- 平成 31 年 4 月 20 日(土) 10 時～12 時
- 愛媛県男女共同参画センター 2 階 第 3 会議室
- 総会 10 時～
- 記念講演会 民法改正 相続 10 時 40 分～12 時
講師：えひめ消費者ネット理事 (未定)

情報提供のお願い

電話 089-987-3101
FAX 089-987-3130
(月・水・金 10:00～15:00)

商品サービスなどの契約・勧誘・広告表示に関して「おかしいな?」「納得いかない」と思われるご相談や情報提供をお受けしています。みなさまからの情報が消費者トラブルの被害の未然防止・拡大防止につながります。お気軽にお電話ください。(ホームページでも受け付けています)

会員募集

3月1日 現在会員数
正会員 100名・団体3
賛助会員 30名・団体1

| | | |
|-----|-------|----------|
| 年会費 | 正会費 | 3,000 円 |
| | 法人 | 20,000 円 |
| | 学生 1□ | 1,000 円 |

振込先

《ゆうちょ銀行》

□座番号 16150-25769311

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット

《伊予銀行》

本店営業部 (普通) 4606040

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット

《愛媛銀行》

本店営業部 (普通) 488459

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット



平成 30 年度愛媛県から「大学生の消費者トラブル」の作成を受託しました。実際の作成にあたっては愛媛大学準教授泉理事指導のもと泉ゼミの学生が担当しました。

HPに冊子を掲載していますのでご活用ください。

事務局より

適格消費者団体の認定を受け、県だけでなく消費者庁や他の適格消費者団体との連絡調整等も増えており、現在事務局長ほか事務局員 2 名の体制で精いっぱい頑張っております。